

裁判員制度のための環境整備に関する 協力依頼について 《仙台地方裁判所》

平成21年5月21日から、裁判員制度が始まります。この裁判員制度は、広く国民に参加していただくことで初めて成り立つ制度です。特に、有権者全体の5割以上を占める、企業等にお勤めの方々の御参加なしには、裁判員制度の趣旨は実現できません。そして、企業にお勤めの方々が裁判に参加しやすい環境を整備するためには、経営者の皆様の御理解と御協力が不可欠です（裁判員制度の概要、今後のスケジュール、経営者の皆様の疑問を分かりやすく解説した資料を添付いたしましたので、詳しくはこちらを御参照ください。）。実際に裁判員制度を担う立場にある仙台地方裁判所としましても、制度の実施を間近に控えたこの時期に、経営者の皆様に、従業員の方々が裁判に参加しやすい環境の整備のため、特別の有給休暇制度の創設等を御検討いただくようお願い申し上げたいと存じます。

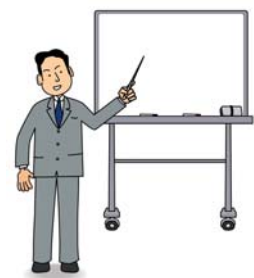


裁判員制度について

【裁判員制度とは】

6人の裁判員が刑事裁判に参加して、3人の裁判官と一緒に裁判をする制度です。

国民の良識や率直な感覚を反映した裁判を実現します。参加される皆さんにとっても、裁判に参加し、犯罪や社会を深く考える貴重な機会になるでしょう。



【裁判員制度の基礎知識】

裁判員は、審理を見聞きし、被告人が有罪かどうか、有罪の場合にどのような刑にするかを決めます。

一定の重大な犯罪（殺人や強盗致傷等）が対象になります。
裁判員は、20歳以上の有権者の中からくじで選ばれます。
多くの事件は3日程度で終わる見込みです。
審理期間が長くなる事件は、その期間を通じて参加できる方が選ばれます。

【これからのスケジュール】

平成20年11月下旬～12月

裁判員候補者名簿に載った方（全国で約30万人）に、その旨をお知らせする通知が届きます。通知が届いた方には、来年から始まる裁判員裁判に参加していただく可能性があります。この段階で、すぐに裁判所に来ていただくことはありません。

平成21年5月21日（裁判員法施行日）

この日以降に起訴された事件について、裁判員裁判が実施されます。起訴から裁判が始まるまでには数か月かかりますので、実際に選ばれた方が裁判所に行くことになるのは、早くても7月下旬ころ以降になると思われます。

対象事件が起訴されたら...

候補者名簿の中から、その事件の裁判員候補者をくじで選び、裁判所に来ていただく日の6週間前までに「裁判員等選任手続期日のお知らせ（呼出状）」をお送りして、裁判所に来ていただく日程等をお知らせします。

* 裁判所に来ていただく日の6週間前までにお知らせするのは、裁判員候補者に早めに日程をお知らせし、仕事や生活上の予定の調整をお願いするためです。経営者の皆様には、例えば、従業員から呼出状を受け取ったと相談を受けた場合には、制度の趣旨をお伝えいただいた上で、仕事上の日程調整等を図っていただくなど、できる限りの御協力をお願いします。

【経営者の皆様のための裁判員制度Q & A】

Q 従業員が裁判員候補者に選ばれたと聞いたり、裁判所から送られてきた書類を見たりすることに問題はありますか？

A 問題ありません。裁判員候補者に選ばれたことをインターネット等に公表することは禁じられていますが、上司や同僚に話すのは禁止の



対象とはなりませんし、裁判所から送られてきた期日のお知らせ（呼出状）などを上司や同僚に見せることも問題ありません。

Q 裁判員制度のために休暇を認めなければならないのですか？

A 裁判員の仕事に必要な休暇の請求を拒んではならないことは、法律（労働基準法）で定められています。

この定めは、有給休暇とすることまで義務付けるものではありませんが、経営者の皆様には、従業員が裁判員になることの意義を理解していただき、裁判員のための特別な有給休暇制度を設けるなど、裁判に参加しやすい環境づくりをお願いしています。既に有給休暇制度を整備した企業も増えてきています。

有給休暇制度を設けるに当たっては、就業規則上特別の有給休暇制度に関する規定を新設する方法、公民権行使等に関する既存の規定を改正して、列挙されている例示に「裁判員」を追加する方法が考えられますが、このほかにも、既存の規定の解釈上裁判員を含むものとして取り扱う等の方法も考えられますので、それぞれの実情に応じてご対応いただき、社内に周知して下さい。

なお、国家公務員については、本年5月30日、特別の有給休暇を取得できることが法令上明示されました。地方公務員についても、同様の環境づくりが進められていく予定です。

Q 仕事を理由に裁判員になることを辞退できるのはどのような場合ですか？

A 仕事を理由として裁判員を辞退するためには、「仕事上の重要な用務があって、自らがこれを処理しなければ著しい損害が生じるおそれがある」場合に該当する必要があります。具体的には、裁判員として裁判所に通う期間、その人が所属する事業所の規模、その人に代わって仕事をしてもらう人員がいるか、その人が裁判員として参加することで事業にどのくらい影響があるかなどの事情を総合的に考慮して、裁判所が個別に判断することになります。

* このように、辞退を認めるかどうかの判断は、様々な事情を考慮して行うこととなりますが、その判断が的確なものとなるためには、裁判員候補者それぞれの事情をなるべく詳しくお聴きすることが重要であると考えています。裁判員候補者に選ばれた従業員の方には、名簿に載った旨の通知と同時

にお送りする調査票や、「裁判員等選任手続期日のお知らせ（呼出状）」と同時にお送りする質問票に、可能な限り詳しい事情を記載するようお願いいたします。

Q 従業員が有給休暇を取得して裁判に参加すると、給与と日当を二重に受け取ることになり、問題ではありませんか？

A 日当は、裁判員候補者又は裁判員の職務に対する報酬ではなく、裁判員候補者又は裁判員としての職務を行うに当たって生じる損害（裁判所に来るための諸雑費など）の一部を補償するものです。したがって、従業員が有給休暇を取って裁判に参加した場合でも、日当を受け取ることには問題はありません。

Q 従業員が裁判員候補者又は裁判員として裁判所に向かう途中で事故にあった場合、補償を受けることはできるのですか？

A 裁判員は、非常勤の裁判所職員であり、常勤の裁判所職員と同様に、国家公務員災害補償法の規定の適用を受けます。したがって、裁判員が、その職務を果たすため裁判所と自宅の間を行き帰る途中で事故にあった場合、同法の規定に基づいて補償を受けることができます。また、裁判員候補者についても、裁判員と同様に補償を受けることができます。

Q 従業員が裁判員候補者や裁判員になった場合、裁判所へ行ったこと、裁判員に選任されて裁判員の職務を行ったことなどの証明書は、裁判所から発行してもらえますか？

A 申出があれば、本人に対して証明書を発行する予定です。現在のところ、裁判員候補者については、選任手続期日のお知らせ（呼出状）の一部に設ける出頭証明欄に証明スタンプを押印する方法を、裁判員については、別途証明書を発行することを予定しています。